

新	旧
<u>最終改正 令和7年3月 31 日 国住整第 220 号</u> 第1 (略) 第2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略) 十七 標準建設費等 「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月 31 日付け国住備第 599 号、国住整第 222 号、国住市 101 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。 第4 補助金の額 補助金の額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。 1. ～4. (略) 5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業 (1)～(5) (略) (6) 団地関連施設整備に要する費用 イ (1)二の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり <u>4,233</u> 千円を限度とする。)をいう。 a～d (略) (7) (略) 6. ～12. (略) 第5 補助対象の範囲 次に掲げる費用に係る補助対象の範囲は、それぞれ次のとおりとする。 1. 地区整備事業に係るその他土地整備費 (1)～(12) (略)	<u>最終改正 令和6年3月 29 日 国住整第 127 号</u> 第1 (略) 第2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略) 十七 標準建設費等 「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和6年3月 29 日付け国住備第 459 号、国住整第 123 号、国住市 87 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。 第4 補助金の額 補助金の額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。 1. ～4. (略) 5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業 (1)～(5) (略) (6) 団地関連施設整備に要する費用 イ (1)二の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり <u>3,931</u> 千円を限度とする。)をいう。 a～d (略) (7) (略) 6. ～12. (略) 第5 補助対象の範囲 次に掲げる費用に係る補助対象の範囲は、それぞれ次のとおりとする。 1. 地区整備事業に係るその他土地整備費 (1)～(12) (略)

(13) 地区整備事業、改良住宅建設事業、分譲改良住宅建設事業、更新住宅建設事業又は分譲更新住宅建設事業を実施するために必要となる調査、測量及び設計に要する費用を補助対象とする。ただし、設計に要する費用については、令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号により算出した額を標準とする。

(14)～(15) (略)

2. ～3. (略)

第6～第19 (略)

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市101号)

(6) ～(12) (略)

別表第1 (略)

(附 則)

(中略)

附 則[令和6年3月29日国住整第127号]

1. 改正後のこの要領は、令和6年4月1日から施行する。
2. この要領の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

附 則[令和7年3月31日国住整第220号]

1. 改正後のこの要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(13) 地区整備事業、改良住宅建設事業、分譲改良住宅建設事業、更新住宅建設事業又は分譲更新住宅建設事業を実施するために必要となる調査、測量及び設計に要する費用を補助対象とする。ただし、設計に要する費用については、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号により算出した額を標準とする。

(14)～(15) (略)

2. ～3. (略)

第6～第19 (略)

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号)

(6) ～(12) (略)

別表第1 (略)

(附 則)

(中略)

附 則[令和6年3月29日国住整第127号]

1. 改正後のこの要領は、令和6年4月1日から施行する。
2. この要領の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

(新設)